

平成 31 年 2 月

お客様各位

尼崎信用金庫

### 「預金規定」の改訂のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

尼崎信用金庫は、下記のとおり、「預金規定」を改訂しますので、お知らせいたします。  
なお、改訂後の規定はすでにお取引いただいているお客様にも適用いたします。

#### 記

#### 1. 改訂する「預金規定」

規定名
・ 定期性総合口座取引規定集
・ 普通預金規定
・ Aブランド普通預金取引規定集
・ 定期積金・通知預金規定集
・ 積立定期預金・定期積金規定集
・ 貯蓄預金規定
・ 納税準備預金規定
・ 外貨預金規定集
・ 貸金庫ご利用規定
・ 自動貸金庫ご利用規定
・ 財産形成預金・財形年金預金・財形年金預金 規定集

※なお、「財産形成預金・財形年金預金・財形年金預金 規定集」については、  
今回新たにホームページに追加掲載します。

#### 2. 改訂日

平成 31 年 04 月 01 日（月）

#### 3. 改訂内容

以下の条項を追加・変更します。なお、普通預金規定以外の規定においても改訂を行います。（対象箇所を下線）

##### 【普通預金規定 抜粋】

##### 普通預金規定第 8 条（届出事項の変更、通帳の再発行等）

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所、在留期限その他の届出事

- 項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により当店に届出てください。
- (2) 前記(1)の印章、氏名、住所、在留期限その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
  - (3) 通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
  - (4) 通帳を再発行するときは、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。
  - (5) 預金口座の開設等の際には、当金庫は、法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により当店に届出てください。

#### 普通預金規定第11条（解約等）

- (1) この預金口座を解約する場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに、当店に提出してください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
  - ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
  - ②この預金の預金者が前条第1項に違反した場合
  - ③日本国籍をお持ちでない在留期限がある預金者が、当金庫に届出している在留期限を経過した場合
  - ④当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項に関し、虚偽が明らかになったとき
  - ⑤この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
  - ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
    - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

普通預金規定第 16 条 (準拠法、裁判管轄)

この預金の契約準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以 上